

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (解雇、降任及び降給) 第20条 (略) 2 職員が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、解雇する。 3 (略) (略) (育児休業等) 第32条 職員のうち、同居する子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業等の適用を受けることができる。 2 育児休業等の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、別に定める旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号。以下「育児・介護休業規程」という。）による。 <u>3 柔軟な働き方を実現するため、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を選択して利用することができる。ただし、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により適用除外とされた、採用されて1年に満たない職員は、利用することができない。</u>（新設）	(略) (解雇、降任及び降給) 第20条 (略) 2 職員が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、解雇する。 3 (略) (略) (育児休業等) 第32条 職員のうち、同居する子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業等の適用を受けることができる。 2 育児休業等の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、別に定める旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号。以下「育児・介護休業規程」という。）による。

(1) 旭川医科大学職員育児・介護休業規程第16条又は第28条の規定に基づく短時間勤務制度

(2) 旭川医科大学職員育児・介護休業規程第52条の規定に基づく始業時間等の変更

(略)

(略)

(受診命令等)

第44条の2 本学は、職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員に対して、医師（大学が必要と認めるときは、大学が指定する医師。以下この条において同じ。）への受診を命じることができる。（新設）

(1) 業務能率の低下、勤務態度の変化、出勤状況等により身体又は精神の疾患に罹患していることが疑われる場合

(2) 心身の故障により、職務の遂行が困難と認められる場合

(3) 前2号の他、心身の健康に係る安全配慮が必要と認められる場合

2 前項により受診を命ぜられた職員は、速やかに当該受診に係る医師の診断書を提出しなければならない。（新設）

3 本学は、前項の診断書の提出を受けた場合において、特に必要と認めるときは、産業医に当該診断の結果に係る意見を求めたうえで、当該職員が受診した医師に、直接意見を求めることができる。（新設）

4 職員が正当な理由なく第1項及び第2項について拒否する場合は、当該職員の労務提供の受領を拒否し、第13条第1項第6号により休職にする。この場合の休職期間の給与は、支給しない。（新設）

(略)

(略)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行し、改正後の第20条第2項の規定は、令和7年6月1日から適用する。

【改正理由】

育児・介護休業法に基づき育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講ずること、労働契約法及び労働安全衛生法に基づき職員の健康と安全の確保のために必要な措置を講ずること及び刑法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。